

令和5年度 郡山市エネルギー3R推進事業補助金 ～ 住宅用 ～

家庭及び事業所において“**電気を創り、省き、蓄える**”ことで、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出量を削減するため、設置費用の一部を助成します。

対象設備	補助金額
家庭用定置型蓄電池 (太陽光発電システムとセット※) <small>※セット 同一の工事請負契約等、若しくは30日以内に締結された設備ごとの工事請負契約等により購入し設置</small>	上限 130,000円
家庭用定置型蓄電池	上限 100,000円
地中熱利用ヒートポンプシステム	上限 100,000円
家庭用燃料電池 (エネファーム)	上限 50,000円
電気自動車充電設備 (V2H)	上限 50,000円

申請期間：

令和5年4月28日(金)から

令和6年3月15日(金)まで



※ 全て設置後の申請となります。

※ 補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※ 書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください。(郵送不可)

問合せ 郡山市環境政策課

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790

詳しくは市ウェブサイトへ

⇒ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html>

【受付時間】

土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで



1 補助対象者

市内に住民票があり、次に掲げる要件(1)又は(2)のいずれかを満たす方。

ただし、初期費用0円モデル(リース契約等)による設置を除く。

- (1) 補助対象設備が設置された新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記(権利部甲区受付年月日)が令和5年1月1日から令和6年2月29日までに完了した方
- (2) 既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が令和5年1月1日から令和6年2月29日までに完了した方

※ただし、次に該当する方には補助金を交付できません。

- ① 賃貸契約をした住宅に対象設備を設置した方
- ② 郡山市税を滞納している方
- ③ この補助金及び郡山市太陽光発電システム設置費補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した方
- ④ 郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者

2 申請に必要な書類

直接、環境政策課までお持ちください。(郵送不可)

【共通】

- (1) エネルギー3R推進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業実施内容書(第2号様式)
- (3) 同意書兼誓約書(第3号様式)
- (4) 収支決算書(第4号様式)
- (5) 収入印紙の貼付け及び契約締結日の記載があり、申請者本人が契約者となっている工事請負契約書又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し(契約書の本文で対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。)
- (6) 対象システムの設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し
- (7) 補助金の振込先金融機関とする申請者本人名義の通帳の写し等(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの。)
※通帳が無い場合は、金融機関が発行する口座証明書、口座内容を印刷したもの
- (8) 対象システムの設置を確認できるカラー写真(住宅全体が写っている写真及び設置した対象設備(電力変換装置(パワーコンディショナー等)等付属機器すべて)

【該当者のみ】

- (9) パワーコンディショナー、蓄電池、V2Hにおいては、実際に設置した補助対象設備のメーカー名・型式・製造番号等が確認できる資料(蓄電池はパッケージ番号も確認できる資料)
例：実際に設置した設備の銘板の写真、設備の設置者等が確認できる保証書 等
- (10) 申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない方は、申請者と生計を一にする家族の住民票の写し
- (11) 住宅等を家族が所有する場合又は共有の場合は、郡山市エネルギー3R推進事業補助金に係る設置承諾書(第5号様式)
- (12) 新築住宅、建売住宅を購入した方は、建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(法務局発効後3か月以内の証明書に限る)

※申請書様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます

⇒ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html>

家庭用定置型蓄電池システムと住宅用太陽光発電システムとのセット※

（※セット 同一の工事請負契約等、若しくは30日以内に締結された設備ごとの工事請負契約等により購入し設置）

【設備の要件】

次の要件を満たすものとする。

- (1) 蓄電池：補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、S I I）により登録されているもの。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、次のいずれかに該当する太陽光発電システム。
 - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下、同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上の太陽光発電システムであるもの。
 - イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上であるもの。
- (3) (2)は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたものであること。

【補助対象経費】

蓄電池部、パワーコンディショナー等及びその他付属機器等の購入並びに太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）並びに設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、13万円を限度とする。

家庭用定置型蓄電池システム

【設備の要件】

補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、S I Iにより登録されているもの。

【補助対象経費】

蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、10万円を限度とする。

地中熱利用ヒートポンプシステム

【設備の要件】

次の要件を満たすものとする。

- (1) 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、冷暖房、給湯、融雪用のエネルギーとして利用するもの。
- (2) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。
- (3) 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。

【補助対象経費】

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、10万円を限度とする。

家庭用燃料電池（エネファーム）

【設備の要件】

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。

【補助対象経費】

燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、5万円を限度とする。

電気自動車充電設備（V2H）

【設備の要件】

補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備にV2Hシステムとして、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。

【補助対象経費】

電力充電設備及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入並びに設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、5万円を限度とする。

4 申請者本人が書類を提出できない場合

- (1) 代理の方による提出が可能です。
- (2) 代理の方が申請書を提出する場合は、署名捺印（または記名押印）及び捨印欄への押印をお願いします。押印が無く書類の訂正がある場合は、申請者ご本人に訂正いただく必要があるため、書類をお返しすることがあります。
- (3) 申請手続きを代行される事業者は、環境政策課との連絡（申請内容の間違いの訂正や不足書類の提出等）のため、申請書に連絡先の記入をお願いします。